

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

<現状>

福知山市は、平成 18 年 1 月の合併に伴い、市域が 2 倍以上となり、中心市街地の役割として、より利用しやすい行政サービス機能の充実が求められている。その中、前回計画では、本市の玄関口である福知山駅周辺において、府県域を越えた三丹地域（丹波、丹後、但馬）の方が利用できる「市立図書館」、文化芸術活動や会議・研修等に利用できる「中央公民館」、地元就職に向けた総合的な就業支援を行う「京都都ジョブパーク」、さらには障害者の働く場を提供するカフェスペースなど様々な機能を備えた複合施設「市民交流プラザふくちやま」がオープンし、多くの人々がまちなかに集い交流できる拠点施設の運用が始まった。また、この建設に合わせて市民交流プラザに移転した図書館や市民会館などの空きスペースに中活エリア外から中央保健センター等を移設し公共施設の集中を図った。

一方、夜間保育事業については、駐車スペースなどの問題から中心市街地エリア内ではなくその隣接地に開設することになるとともに、子育て支援事業である「つどいの広場」についても利用者の増加に対応していくためエリア外へ移転することとなった。また、高齢者支援についても単年度での取り組みが中心であったため、継続した事業化には至っていない。

<都市福利施設の整備の必要性>

前回計画では、多様な都市福利機能を持つ「市民交流プラザふくちやま」を開設することができ、多くの人々の生活利便性を高めることができた。一方、子育て支援の拡充や、高齢者支援等市民のそれぞれのライフスタイルにあわせた健康増進策については十分な対応ができなかった。

今後は都市福利施設の利用者を増やすよう施設のリニューアルをするハード整備と講座等の充実をするソフト事業を実施する。都市福利施設の整備のために、本基本計画では以下の事業を実施する。

- (1) 中心市街地にある公共・公益施設の利用者の対象を広げる(バリアフリー化等)
- (2) 中心市街地にある公共・公益施設の利用者を増やす
- (3) 空き店舗を活用した高齢者福祉施設や子育て支援施設を整備する事業

<フォローアップ>

毎年度末に基本計画に位置づけた事業計画の進捗調査を行い、目的達成に向けて必要に応じて改善措置を講じ、活性化の推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他 の事項
事業名：厚生会館改修事業 内容：厚生会館の機能を改善し幅広い利用を促す 実施時期： 平成28年度から 平成32年度	福知山市	本市の文化振興の拠点である厚生会館について、社会環境に即した改修を行なうとともに、機能改善を目指すものであり、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		
事業名：市民交流プラザふくちやま活用事業 内容：市民交流プラザふくちやまでの講座開設者を充実するための広報活動等 実施時期： 平成28年度から 平成32年度	福知山市	市民交流プラザふくちやまで市民に活動の場を提供するとともに、社会参加の機会提供、新しい価値との出会いの場の提供を行うものであり、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。		

<p>事業名：ハピネスふくちやま活用事業</p> <p>内容：子育て世代支援の教室及び健康推進事業、障害者生活支援事業、男女共同参画推進事業等の実施</p> <p>実施時期： 平成28年度から 平成32年度</p>	<p>福知山市</p>	<p>前回計画で市役所に隣接する市民会館を改修したハピネスふくちやまの利活用を促進し、市民の生活利便性向上、子育て世代への悩み相談や社会復帰支援、障害者の生活支援を行うものであり、「『人・もの・情報』が集まり、誰もが快適に暮らせるまち」の実現に必要な事業である。</p>		
<p>事業名：中心市街地暮らしサポート施設開業支援事業</p> <p>内容：空き店舗を活用した高齢者福祉施設や子育て支援施設整備への支援</p> <p>実施時期： 平成23年度から 平成32年度</p>	<p>福知山市 民間団体</p>	<p>空き店舗を活用した高齢者福祉施設や子育て支援施設を整備し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを支援（家賃補助や改修費用）するものであり、「生活の質を高め、『しぐと』の場がある活力あるまち」の実現に必要な事業である。</p>		